

使用料・手数料の見直し案の概要

1 全体概要

(1) 使用料

	施設数	項目数	見直し案の内訳				
			増額	うち新設	減額	変更なし	廃止
専用使用料	101	1,150	1,024	(3)	63	51	12
個人使用料	41	267	254	(17)	0	11	2
機械使用料	2	74	63	(1)	0	1	10
合計	111	1,491	1,341	(21)	63	63	24

※2種類の使用料がある施設があるため、施設数の合計は一致しない。

(2) 手数料

	項目数	見直し案の内訳				
		増額	うち新設	減額	変更なし	廃止
合計	1,073	893	(0)	0	175	5

2 新料金の適用日

令和8年10月1日

※適用日の例外

- ・令和9年4月1日：ごみ処理手数料、ごみ埋立処分手数料、ごみ焼却処分手数料
- ・令和9年4月20日：冬季は開設しない屋外スポーツ施設に係る使用料
- ・令和9年4月29日：旭山動物園入園料
- ・令和9年5月1日：農業センター体験農園使用料
- ・令和9年5月15日：若者の郷市民農園使用料、嵐山レクリエーション施設使用料

3 見直しによる影響額 ※令和6年度決算ベース

(1) 使用料	+	5.0億円 (うち旭山動物園入園料+4.0億円)
(2) 手数料	+	4.4億円 (うちごみ処理手数料+2.7億円)
合計	+	9.4億円